

第五十五回

参議院文教委員会会議録第二十号

(三六二)

昭和四十二年七月十一日(火曜日)

午前十時四十五分開会

委員の異動

七日八日

辞任

船田 譲君
宮崎 正雄君

七日十日

辞任

鈴木 一弘君

七月十一日

辞任

重宗 雄三君
米田 正文君

七月十四日

補欠選任

重宗 雄三君
米田 正文君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

重宗 雄三君
米田 正文君
中上川アキ君
鈴木 一弘君
玉置 和郎君
北條 浩君
高橋雄之助君
青田源太郎君
大谷藤之助君

委員

青田源太郎君
北畠 敦真君
近藤 鶴代君
高橋雄之助君
玉置 和郎君
鈴木 力君
秋山 長造君
中野 文門君
楠 正俊君
大谷藤之助君
青田源太郎君
北畠 敦真君
近藤 鶴代君
高橋雄之助君
玉置 和郎君
鈴木 武君
小林 千葉千代世君
小野 明君
吉江 勝保君
小野 武君
君、青田源太郎君、高橋雄之助君が選任されました。

○委員長(大谷藤之助君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る七月八日、船田譲君、宮崎正雄君が委員を辞任され、その補欠として重宗雄三君、米田正文君が選任されました。

また昨十日、鈴木一弘君が委員を辞任され、その補欠として北條浩君が選任されました。

また本日、重宗雄三君、米田正文君、中上川アキ君が委員を辞任され、その補欠として玉置和郎君、青田源太郎君、高橋雄之助君が選任されました。

た。

十分にこだえる必要があると思うのであります。

政府もおそらくこのような見地に立って、本改正案を用意されたはずでありますし、生徒数の減少に伴う教職員の大半首切りを回避しつつ、ともかくもこのような形にまとめ上げられた文部省局の

御労苦に対しては、それだけの敬意を表するに決してやぶさかではありませんが、高校教育の根本的改善充実という見地から、その内容をしさいに検討すれば、なお多くの見逃し得ない問題点があることを指摘せざるを得ないのであります。

第一に、わが社会党としては、このよつた抜本的見地に立って、本法にかわる画期的新立法として、公立高等学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案を衆議院に提出したのであります。ついに与党の同調を得ることができなかつたことは、返す返すも遺憾にたえません。

第二に、昭和二十三年に制定された高等学校設置基準第七条は、高校一学級の生徒数を四十人以下と定めており、その後文部省の文教委員会でも、再三その決議を行ない、また歴代文部大臣も同じ趣旨の発言を繰り返してこられたにもかかわらず、制定後すでに二十年を経過した今日、本改正案におきましても、なおいまだ全日制の学級編制は四十五人にとどまつてゐるのであります。

本改正案においては、いろいろな施策が総合的に押し進められなければなりませんが、何よりもまず設置基準本則どおり、一学級四十人以下に持つていくことが基本にならなければならぬと信ずるものであります。

第三は、教職員定数の算定にあたり、いわゆる規格別補正によって、教頭、定時制主事、生徒指導担当教員等の配置をはかつておりますが、一学

級当たりの教員数は現行とほとんど変わらず、いたずらに管理体制の強化に終わるおそれなしとする点であります。

第四は、高校教育の多様化のための教職員定数加算の措置を政令にゆだねてある点であります。

昨年秋、中教審の答申が出て以来、多様化問題がにわかに脚光を浴びてまいりましたが、議論の盛んなわりあいにはその内容が明確になっておりませんし、その具体化の方法については今後よほど慎重な検討を要すると思うのであります。いずれにせよ、かかるばく然とした問題について一切を政令にゆだねることには疑問を持たざるを得ません。むしろ今後具体化の段階で逐次立法化していくのが現実的かつ妥当な道ではないでしょうか。

第五に、特殊教育部門について、新たに学級編制及び教職員定数の標準が設けられたのであります。これが後進県の水準引き上げに役立つ反面、先進的な都府県では、かえつて財政考慮等から逆に現行水準の切り下げというマイナス方向に作用するのではないかとの不安を禁じ得ないのであります。むしろ特殊教育については、その画期的振興という時代の要請とその特殊性にかんがみ、幼、小、中、高を一本化した別立ての立法を考え慮されるべきではないでしょうか。

最後に、今後政府がこれら問題点の解決に最善の努力を尽くされるとともに、可及的早い機会に高等学校の飛躍的前進のための抜本的、画期的立法に踏み切られることを強く要望して、私の反対討論を終わります。

○補正後君 私は、自由民主党を代表して、本法案に対する賛成討論を申し述べたいと思います。

本法案は、国公立の高等学校及び特殊教育諸学校の高等部の教育水準の向上のため、学級編制及び教職員定数の標準を改善するものであります。この期待できるものと信じ、心から賛成するものであります。

○委員長(大谷藤之助君) 他に御意見もないよう

でございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

〔賛成者挙手〕

多数と認めます。よつて本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

第三には、国民年金法の一部改正、児童扶養手当法の一部改正と特別児童扶養手当法の一部改正についてであります。この内容も、国家公務員等の災害補償制度にならうものであり、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の災害補償のうち年金による障害年金及び遺族年金との併給に関する制度を改めるものであります。

○委員長(大谷藤之助君) 以上で、本法案についての提案理由の説明聽取は終わりました。

〔賛成者挙手〕

多数と認めます。よつて本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

当法の一部改正と特別児童扶養手当法の一部改正についてであります。この内容も、国家公務員等の災害補償制度にならうものであり、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の災害補償のうち年金による障害年金及び遺族年金との併給に関する制度を改めるものであります。

○委員長(大谷藤之助君) 女子教育職員育児休暇法案を議題といたします。

本法案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○委員長(大谷藤之助君) 以上で、本法案についての提案理由の説明聽取は終わりました。

〔速記中止〕

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

○千葉千代世君 この提案理由を拝見いたしました

といふと、たいへんいい法律のように拝見いたしましたけれども、この育児休暇法案と、それからもう一つ保育所の増設ということが、やはり並行的に行なわれていかないというと、婦人教師、ひい

ては一般婦人労働者がほんとうに職務に専念し

て、よい能率をあげていくことは全くを期

しますけれども、この育児休暇法案と、それからもう一つ保育所の増設ということが、やはり並行的に行なわれていかないというと、婦人教師、ひい

る障害年金及び遺族年金との併給に関する制度を廃止し、負傷または疾病がななるまで療養補償及び休業補償を継続することとし、また障害補償及び遺族補償にかかる消滅時効についてはこれを二年から五年に延長することとするものであります。

最後に、これらの改正に伴つて必要な経過措置を定め、関係条文の整理をいたしました。以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申します。

〔賛成者挙手〕

多数と認めます。よつて本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

多数と認めます。よつて本案は多数をもって原案どおり可

保母さんのが子供七人に対して一人であったのを、六人に対して一人にしたと、こういうふうに換算していくた予算の内容になつておられますけれども、しかしながら全国的に見ていきますというと、たいてんに数が少ないわけです。五ヵ年計画を見ますといふと、五ヵ年間に保育所を四千カ所予定しております。ことしありあえず増改築を合わせて四百五十カ所、あるいは僻地保育所の千九百五十五カ所とか、新設については二百四十二カ所とか、こういうふうに述べられているわけですけれども、この提案理由の中にもありますように、だいぶんだん働く婦人がふえていっているわけです。ごく最近の統計でもわかりますように、大体働く婦人が全國約九百三十万で、その中で既婚の方が三百三十万人いるという、そうすると、全國のいまあります保育所が公私合計で約一万一千六百五十五カ所、その保育所に預けております園児の保育料でございますが、それを見ますと、預かっております園児の六割が時間外の保育料を払つてゐるということでございます。そうしますと、一定の時間内におかあさんが帰れないと保母は帰れない。ですから、時間外に子供が残つております。だから時間外の手当を払う。その時間外の手当が平均、これは厚生省の資料でございますが、三十分となつておりますけれども、実際調べてみるともつと多いわけです。こういうふうに調べてみると、毎月いま多い人は月六千五百円、あるいは一万円、五千円というように段階がございます。地域によつて差がございます。こういうようにたいへんな負担をしているわけです。

津市内でもこれだけの差がございます。それからそこに近い三島では最高が八千円、最低が六千円で最高を申しますと、一番高いのは一万九千円、最低が二千三百五十円という非常なアンバランスになつております。この二千三百五十円というのは、あるいはこれは正式の保育所ではなくて、家庭に預けるとか、いろいろなことがあるかもしませんが、それは詳しく私は聞いておりませんが、こういうふうに保育料一つをとつてみましても、婦人教師の収入の中に占める支出の割合がたかいへん多いということ、これはもう一步進めて、こんなに預けてお金を払つているのだから、どのくらいの率で預けているのだろうかということを見て、いきますと、乳幼児を持つていらっしゃる方々で、お手伝いさんに頼んでいらっしゃる方々が大体全体で一一%、赤ちゃんを持つて、乳幼児を持つてお手伝いさんに頼んでいらっしゃる方々が一一%、二歳以下の方々を。それからよそへ預けるというものが三〇%，乳児施設というのが一%、それから家族の人が五八%，こういうふうに見ていきますと、よそへ預けるというのが圧倒的に多いわけですが、したがいまして、一番いま望んでいられるのは保育所であるわけです。さつき申し上げたように、一般の婦人労働者を含めた勤労者の家族、そこでは保育所を非常にほしがっている。それにつながる施設がさつき申し上げました全国で公私合わせてわずかに一万一千六百五十五カ所、こういうことになつております。したがいまして、これがございませんために、婦人教師たちは自分の持つている全能力をあげて教育に取り組んでよい能率を上げていくということで全力を尽くしておりますけれども、いろいろな条件にはばまれてきているわけです。そしてやむなく退職しなければならないということがあるわけです。そういう観点からこれは文部省に伺いますけれども、この保育所について文部省はどのように考

○政府委員(齋藤正君) 文部省の関係で保育所が問題になりますのは、従来先生御承知のように、幼稚園の教育と保育所の教育と、教育というか世話を預かってそこで世話をなさるし、またその機会に適当な教育もなさるというふうなところに集中していくべきだといふことを厚生省と相談をいたしまして、御承知のように、かつて幼稚園を充するというその機会に、その両者の本来の任務というものを明らかにして、それぞれの形で就学前教育に必要な部分は文部省で幼稚園の拡充をばかり、保育所は保育に欠ける子弟を預かるという任務で充実をはかつていくという角度で両者の話し合いが済んで、その方向でそれぞれの任務に従つて拡充の措置をとつておるわけでございます。ただ、先生がいま御指摘の点は、比較的女子の働くいておる、その教育者をかかえておる文部省といたしまして、母親にかわつて教育をすべき保育所の設置についてどう考えておるかということだろうと思ひますのでございますが、私どももいたしましても、女子の就業者というものが今後ますますふえていくという段階でございますから、文部省といたましても、地域的に見ても、その実情に即するよう保育所が拡充されるということを望んでおるような次第でござります。

なつたことがあるでしょうか。
○政府委員(齋藤正君) 育児のためにやめるか、それからその他の事由でやめるか、これはなかなか要因は複雑でございますが、女子職員の離職していく状況といふものは、四十年度の数字で申しますならば、小学校が五千四百九十七人、中学校が三千五十五人という数字がございます。この中で、いまの先生の御質問に該当する部分があるものは、小学校で申しますならば、三十九歳以下のところが、この五千四百九十七人のうちの六〇%でございます。それから中学校が、その三千五十五人の中で、三十九歳以下が七八・九%、三十九歳以下、これがまあ出産、育児能力のところでござりますから、端的にそれだけの理由であるかどうか、これは家庭の生活といふものはいろいろな要因がございますからなつきりいたしませんけれども、一応離職していく数字といふものはいまのようないままでございます。まあそれについていかなる対策をという御指摘でございますが、その教員のための育児施設といふものは、まだ私どもは具体的に施策の検討段階には入つておらないのが実情でございます。
○千葉千代世君 その件について提案者であります鈴木委員のほうではどのようにお考えになつていらっしゃいましようか、保育所問題について。
○鈴木力君 この提案をいたします場合に、元来であれば、いま千葉委員から御質問のありました児のために仕事をする場合に支障が全然ない、そういう条件をつくるということがこれは基礎であります。完全に保育施設ができるおつて、何ら育児のために仕事をする場合に支障が全然ない、たとえば公的育児施設、あるいは保育所設置ということになりますと、極端に言えば、いまおそらく全町内会ごとにでもこれが完備しないと、およそ徹底はしないであろう、そういたしますと、たとえばいま専売がやっておりますように、あるいはその他大企業がそろそろもう手をつけておるところもありますけれども、おそらく職場におけるそく婦人労働者の保育施設の設置、完備、こういう

問題が次の問題に出てくるだらうと思います。しかし、この問題についても、なかなか容易なことではないわけあります。しかし、そういう保育施設あるいは育児施設の完備という一つの方向と同時に、さらに育児休暇という問題は、そういう施設ができればそれで済むと簡単に言えるものでもないような気がいたします。法律的な問題をあろうかと思いますが、少なくともこの施設との関係からいいうと、この施設の完備を待つておるうちには、婦人教師は今日の情勢でますます退職をしていくことが多いられてくるであろう、そうすれば、それを救うためには、どうしてもいまの育児休暇という制度を創設しまして、そういう面からの救済をいたしたい、これが提案の趣旨であります。なお、ただいまの御質問の中に、退職者の状況についてということで御質問が一つあつたわけですが、これは私どもの調査でも正確な端数までは出ておりませんけれども、大体いま斎藤局長からお答え申し上げたような数字と、多少は違うようですが、傾向的にはほぼ同じような傾向をたどつておると思うのであります。その中で、育児のために退職をしなければならない者はどれだけあるのか、こういうことが問題であろうと思いますが、退職者の私どもの調査の結果は、私も提案理由の説明でも御説明申し上げましたように、おそらく出産者総数の四分の一が育児のために退職をせざるを得ない、これが私どもの調査の結果でありますから、そういたしますと、出産者総数の四分の一ということになれば、これは退職した婦人教師のうちの相当数が育児が理由に退職をしている、こういう把握をしているのでござります。

私はこの内容を明らかにして、文部省がこれに対して総体的にどのような考え方を持っているかを、提案になつてからもうかなり間がありますから、総括的にお考えになつていらっしゃるかを、これは文部大臣から聞かしていただきたいと思います。

○國務大臣(鈴木亨弘君) 私はこの女子教員のこないう勤務の関係につきまして、かねてから重大な関心を持つておりますし、育児に関する勤務関係につきましては、かねてから関心を持ちまして、いまでも、各団におきまする育児関係の勤務関係について調査をいたしましたし、また国内の問題につきましても、各会社その他一般の業種につきましてのとつておる措置、これらについても調査をいたしておるのでございます。でござりますから、今回こういう法案が提案されたわけでございますが、私どもとしましては、結論を申し上げまして、はなはだ申しわけございませんけれども、しかし、この育児休暇の問題は相当重要な関係がござりますので、文部省としましては、もう少し時間をかしていただいて、前向きの調査を今後やつてまいりたい、こういう気持ちでおつたわけでございます。いまこの法案が出来まして、その取り扱いにつきましてはこの委員会でおきめになるわけでございますけれども、私いたしましても、この女子教員の方々の勤務につきまして、育児問題は重大な問題でございますので、将来これをどう取り扱うかということにつきましては、十分前向きの検討をしてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○千葉千代世君 それじゃ鈴木委員にお尋ねいたしますけれども、いま文部省が前向きの検討といふ、まことに聞こえはよろしいのですけれども、あまり具体性がないのですが、発議者としてそれについてどうお考えになつておるでしょうか。これはわわれわれがここで審議してきめることで、発議者はこれについては早くきめたたいのは、これはまあ当然のことですけれども、どうでしよう。

○鈴木力君 発議者といだしますと、いろいろと

なお御質問もちよだいしたいのでありますけれども、現在の状態では、この法案が通過すること以外にいまの婦人教師の将来の教師としてほんとうに生きていく、あるいはいまの教師の配置の状況からして、もうこれから少なくとも小学校、あるいは中学校までは相当数以上に婦人教師によつて生きられるという段階がきておると思うのです。たとえばことしの教員養成大学入学した学生の数を調べてみても圧倒的に女子学生が多い、こうしたことから見ますと、数年後といいますか、十数年後には少なくともいま申し上げたよう、婦人教師によつて日本の初等教育がさせられる、このことはいまから準備をしていかなければならぬ、こう思ひまして、そういう意味で発議者からどうかと言われますと、この法案を満場一致でお通しいただきますと、いまの教育をさせしていく一つの大きな成果になるであろうと、こう確信をしておるところです。

○千葉千代世君 いま文部大臣が緊急要件で退席

するということを理事会で了承されましたので、

質問を文部大臣にしたわけですが、あとへちょっと戻りまして、斎藤局長にさつきの続きを伺いま

す。

退職勧奨の件ですけれども、これは文部省とし

ては、各県教育委員会のつまらないところに自主

性にまかせると言わないので、やはり婦人教師がど

んなに教育上大事かということ、教育の中で車の

両輪のように、両性が相まって特質を生かして教

育を全うしていくんだというこの基本的な理念に立った教育の推進が行なわれていくといういう見地から、これを守るという観点から、少し詳細にお調べいただきたい、年度末になつて、あるいは途中でこういう不当な勧奨がないように配慮をすべきだと思うんですけれども、その点についてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(齋藤正君) まあいわゆる勧奨退職の年齢の問題につきまして、先生御指摘のよう、府県によりましては、なお男女の差があるということは事実でございますが、そのことも、年齢の

ども、現在の状態では、この法案が通過すること以外にいまの婦人教師の将来の教師としてほんとうに生きていく、あるいはいまの教師の配置の状況からして、もうこれから少なくとも小学校、あるいは中学校までは相当数以上に婦人教師によつて生きられるという段階がきておると思うのです。たとえばことしの教員養成大学入学した学生の数を調べてみても圧倒的に女子学生が多い、こうしたことから見ますと、数年後といいますか、十数年後には少なくともいま申し上げたよう、婦人教師によつて日本の初等教育がさせられる、このことはいまから準備をしていかなければならぬ、こう思ひまして、そういう意味で発議者からどうかと言われますと、この法案を満場一致でお通しいただきますと、いまの教育をさせしていく一つの大きな成果になるであろうと、こう確信をしておるところです。

○千葉千代世君 いま文部大臣が緊急要件で退席

するということを理事会で了承されましたので、

質問を文部大臣にしたわけですが、あとへちょっと戻りまして、斎藤局長にさつきの続きを伺いま

す。

これは、考るべき要因というものはまあいろいろございまして、たとえばその学校の管理とい

うもの自体も、こういうふうになつております

と、経営自体も從来のままでなく、もう少いいろ

いろの意味でいわゆる近代化をしていくとい

とも、直接には女子の就業者というものの勤務し

やすいような状況にもなるわけでございます

し、また先ほど大臣が申されました育児に関する

いろいろな勤務体制につきまして、私ども地方

団体に実は頼みまして、教育長協議会と協議をい

たしまして幾つかの作業仮説を設けて、本年度中

にいろいろな検討をしてくれといふことも頼んで

おります。それからまあこういうふうになります

と、いろいろな管理的な地位に女子の先生方がつ

くということも予想されますので、それに対する

その報酬というようなものも、本年度文部省自体

としても新たに始めましたし、また地方でもそれ

をやることをすすめて、財政的な援助をいたしま

すというように、まあ多角的にこの女子教員の題

も、まあ一定の限度で新陳代謝をはかる必要があ

りますので、ある年齢——地方団体によって差はある

ますが、男女を問わずまあ高齢のお方からお引き

願つて、そうして後進者を入れる、これは一般問題

としてあり得るわけです。またやらなければなら

ない面もある。その場合にいろいろの方にお引

きを願うかということについて、いろいろなそ

家庭の状況、子弟の状況、それから収入の状況

などこの県でも、人事行政の問題はいろいろな事情

がありますから、お引きを願うと言わなくとも、自分の体力を

ございまして、一律に文部省がどうこうすると

いうことはまいりませんけれども、全体を、そ

ういう気持ちを各種の施策に反映させながら、女

教員の地位の向上といふように心がけて

まいりたい、かように考えます。

○千葉千代世君 それでは端的に伺いますが、ど

うして男子の教員と女子の教員の年齢の差をつけているんですか。その理由をどのように把握して

いらっしゃいますか。これはいま始まつたことで

ばかりでね。これは百になつて、いろと言つた

ところはやっぱりこれは常識というものをお互い

仲間の問題として、いろいろな点を総合判断して

いくわけですね。これは百になつて、いろと言つた

ところはやはりやめられないとおもふ

べきだと思つたときには、男は何歳、女は何歳と

やむを得ないことなんです。ただ男であるから、

やむを得ないことをなすめをするといふことなん

です。そういうものを人事担当者としては比較考慮しな

がらまあすすめをするといふこととも、これもまた

やむを得ないことなんです。ただ男であるから、

やむを得ないことをなすめをするといふことなん

です。そういうものを人事担当者としては比較考慮しな

がらまあすすめをするといふこととも、これもまた

やむを得ないことをなすめをするといふ

よつて勘定すると、こう申しましたね。そのことは訴えの中にこういうことがあるのです。ある地方からで俸給十一万以上の共働き、その共働きは、だんなさんが銀行で奥さんは学校の場合はいいんです。二人が教育者としている場合には十一万円以上の人にはやめてほしいと、こういう方針が出されたわけです。そうすると、その十一万円取つていらっしゃる御夫婦は、やはり結婚してからそれぞれ生活設計があつて、いろいろ必要なことがあるからいるわけでしよう。お金が必要のためにだけ働いているのじゃないですよ。教育に熱意を持つて生命を打ち込んで、そうしてやはり教育のために一生をささげようという、これがもとになつているわけなんですよ。そうしていくと、借金が幾らか、知らないでしよう。借金のある人は、私はこれだけ借金があるなんて言つていく人は一人もありませんよ。私だっていま選挙の借金があつたって、あるなんてだれも思つちゃいませんよ。違うでしようと言つ。みんなわからない。いなかから借り入くるのですよ。それ式なんですよ。だから、外から見て、教育委員会のたとえば指導主事、係の人が、自分が一人で働いていて月給七万、八万円だとすると、あそこの校長さんと奥さんは片っぽが七万円、二人で十四万円だと、だから細君はやめても食べていかれるんだろうと、このものきしんですよ。これを当てはめられるから、上手にやるといふと、御主人のほうはやはりそこは弱い立場で管理職ですから、幾らかもはりつているでしょう。そうすると、やはりそこでもつてまあまあという因果を含められていくという実情なんですよ。そこをやはりくみ分けるのが行政者なんですよ。逆なんですよ。そうしていつたつて別に指導主事といひますか、職員課長といひますか、管理者という首切る人の名前は私何の職だか知りませんが、人の月給をどうぼうして先生三人がもらっているわけじやない。出るべきところからちゃんと堂々と取つて いる。労働なら労働の報酬として対等にもらつておる。学校につ

とめている先生は一人の教育労働者として、対等の価値観として堂々ともらつてゐるので、だれに遠慮が要りますか。一々学校に行つていて、あそこは夫婦だからおれより月給が高いからといつていらまれたらたまつたもんじやないでしよう。彼ら借金して、どのくらいなかにお金送つてゐていますとか、涙の出るようなことを書いてあるのですね。そういうことを全然考へないで、机の上で、あれは月給が二人で十四万円だ、十一万円以上はけしからぬと、そういう人の首を切る人がほしいと思うくらいですよ。たいへん恐縮ですけれども。機械的なそういう申し合せとか内規とかでなくして、やはり真のお互いの平等権とか対等権とかいうものがあるならば、男女の特質を生かし合つた教育の場があつて、はじめて子供たちがほんとうに持つてゐる力をフルに生かし合ふと、いうことを学び取つていくんでしょう。人は人間として権利はこれこれあるんですといって教えたってだめなんです。そういう体験を持った人の中でいい教育がされていかなければだめだと思うのです。

は、私はたいへんいい法案だと思つてゐるわけなんです。そこでいまの問題で、保育所とあわせて、やはりほんとうに婦人教師が安心して職場で働くために、婦人教師を過重な労働から解放するということと同時に考えていくという中で、たいへん熱心に研究していらっしゃる先生方があつて、この教育研究のレポートをずっと拝見した中で、これらのことばで尽きると思うのです。婦人教師がふえたふえたというけれども、量的にふえたり質的な転換をして、うんと質的にいものを、量質ともにふやしていくたいという願いなんですね。今の質が悪いというのではありませんが、もつとよくしていきたい。この間テレビを見ておつたら、甲府の教育長さんが朝のNHKのテレビで、一〇二ですか、そこで教育長さんが、甲府の学校で女の先生ばかりの学校をやつたことについて批判があつて、自分の所信を述べていたのです。たいへんいい御意見であつたので、私すぐ甲府へ電報を打つたのですが、電報の中に、男女の能力にいさきかも差はない、もし能力に差があるとしたら、それは能力を十分に伸ばす体制がいたままでなかつたからだ、だからあなたの意見に賛成だから絶対ひくなと電報打つたのです。そばにいた人が、何でもすぐ感激して、教育長なんかに電報打つたつて言うのですが、教育長だって何だつて、いいことなら打たなければならないといつて笑つたのですけれども、一つのそういう意図が、女の先生が足りないからだといつてふやしたといふ意図であつても、ふやしたならば質をよくしていふことが、今度あとから続く者の任務なんだから、ですからそういう意味で考えてみますと、これは千葉県の女の先生の木村俊子さんという方が、「女教師の過重労働からの解放と定員闘争」ということと、これでちょっと一くぎりつきますから、これでくぎつて次に進めますけれども、「女教師時代きたるといつても、それは現在のところ、單に量の上の問題でしかない。真に女教師

が義務教育の主体となつて活動するためには、現状のような教育の条件の枠の中での研修は女教師に負担をのみ背負わせて問題を解決するものではない。むしろ女教師たちを過重な労働から解放することが先決であると思う」、「こう言つて、ずっと一週四十四時間の勤務時間から始まって、具体的な例を全部調べて、女教師の労働、それから疲労度、それからいろいろな欠勤数とか、たくさん調べあげていって、やはり量的転換をはかりながら、男女の特質を生かし合つたいい教育分野を築いていくのだという使命は、みんなでやつていいのだということが述べられているわけですが、私はそういう意味で、やはり男女の差をつけていくという、旧来の偏見を払拭しながら進んでいくのだと、この中に選択制というのがございますね、鈴木委員に伺います。選択制ということばではありませんが、そういうことが盛られておりましけれども、どちらを選んでもいい、とってもよろしくとも、産休が終わったら出て行つてもよろしいし、あるいは統一して育児休暇をとつてもよいということが書いてありますね。もう一つ、休職でなくとも、休暇にしたらというのはどういうことでしよう。二つをちょっと。というのは、これには育児休職というのが全電通の書類に書いてありますね。育児休職をとつて——これは法律ではございませんから、そうすると了解事項ですか、団体協約になつているのですか、その辺ちょっとどういう観点からでしょうか、お答えいただきたいのです。

をしておるつもりです。したがつて、これはたとえば休暇をとらなくては自分の職責を全うしていく、その仕事を続けていける、こういう教師は休暇をとらないで教職を続けていける、そういうわざの出産をした婦人教師の主体的な意思によって選ばれるということにしたということで、それはなぜかというと、この法律の目的自体は、これはただ単に出産をしたら権利として休暇が与れるのだという、そういう考え方だけではなしに、さきにも申し上げたように、婦人教師が将来的にわゆる初等教育の柱になる、こういう前提で、そういう婦人教師が育児の障害のために退職をしていくことを防ごうということが趣旨でありますから、それはどこまでも婦人教師の力による教育体制を強化しようとするのが趣旨でござりますから、そういう意味からいいますと、休暇をとる必要がないものに無理に休暇をとらせる必要がない、というものがこの考え方であります。したがつて、全部その期間だけは休暇をとる、半ば義務的にと、いうような考え方は全然持つておりませんし、それからまたもう一つは、ともすると育児といふような期間が、これは望ましいことではありますけれども、実事としては職場からうんざりされるというような訴えも実はわれわれのほうにもきておるわけです。そういうような育児ということが職場からうんざりされたり、あるいは父母からいろいろな障害となるような目で見られたり、こりますから、お産をしたら校長さんをついて、あの先生は一ヵ年休ませなさい、こういうような圧力は絶対にかけてはいけませんぞという意味と、そういう圧力からあはこの法律でその婦人教師を守つてあげますよという保障の意味も含んでおる。こういうように御理解いただけたらと、こう思います。

けれども、これもまた育児休職という考え方と育児休暇という考え方と二つあるようあります。たとえば ILOあたりのいつておることの中に、何か休職みたいな表現も見えておるわけありますけれども、しかし、さつき全電通のお話も出たのでありますけれども、全電通は一つの労働協約でこれは休職をとつておる。くわしい統計ではありませんけれども、全電通の人たちの状況を聞いてみますと、やはりこの休職制度というものには必ずしも成功しているとは言えないといふ報告を私どもは聞いておる。全電通が必ずしも成功していないというのは、これは休職だということころに非常に大きな理由があるように見受けられる。特に無給休職ということになりますと、その働きで生活しておるそういう職員や労働者にとりましては、これは歯をくいしばってもやはり給料をとらなければいけないという生活条件があるのでありますから、したがつて、この休職という制度は必要な制度でありながら、無給だということと休職であるという二つの条件によってその必要な制度が生かされていらないというのが、全電通からの私どもに聞かされておる主たる理由なわけであります。そういう経験にかんがみて、せつかく制度はつくつても、これは対象となる婦人教師がこの休職をとることができないというようなそういう制度であつては、これは名ばかりであつて実がないと思うわけでありますから、そういう意味で、これはぜひ休暇でなければいけない。付け加えて申し上げますと、有給でなければいけないという立場をとつたわけであります。

ることによって将来損失を与えないという保障をしておくことによってこの休暇の制度が十分に生かされる。そういう立場で休暇の制度にして提案をしておるわけです。

○千葉千代世君 発議者の鈴木委員に伺いますけれども、ほかの休暇と有給の場合は大体給与はどのくらいの保障をしているのでしょうか。休職の場合はどうのくらいでしょうか。その点文部省のほうでちょっとと答えてもらえますか。教員の場合、休職の場合と休暇の場合の給与のパーセンテージ、大体でけつこうです。

○政府委員(斎藤正君) 休暇の場合に、九十日までは普通全額保障しております。

それからいまの休職の場合の給与関係は、これはいろいろな定めがありますが、私傷病、人が自分の原因で病気、けがをした場合には休職期間は八〇%であって、そのうち満一年に過するまでの期間について八〇%という規定がございます。休職の理由と給与の関係はいろいろな関連があるようでございます。

○千葉千代世君 これは前に産休補助教員の法律をつくりますときに討議されたのですが、お産のあれは病気ではありませんですね。生理的なもので、病気ではないですね。したがいまして、これは病気とか何とかそういう種類の項には入っていないわけですね。これはそういう意味で立法したわけですね。

これは鈴木委員伺いますが、この育児休暇といふのは、病気とか何とかではないわけですかね、たとえば産休補助教員の法律をつくりますときに、あれは病気ではなくて婦人の当然な生理的な問題として扱つたわけです。ですから、そのような観点でこれはよろしいのですね。

○鈴木力君 この考え方は、病気か病氣でないかというと、これは当然病氣ではないわけです。したがつて、出産に基づく育児の休暇はこれがぜいたくであるというような言い方も、私ども話には聞いておる、これはやはり出産ということと育児ということの評価と、いうものとかかってこられるつ

やないかと思います。出産するということ自体がぜいたくな現象であると見る場合には、育児休暇に対する給与もぜいたくな給与になつてくると、こう思うのですけれども、そうではなしに、今日の情勢からして、育児あるいは出産ということは病気であるかないかといえば、もちろん病気ではない。これはやはり当然あることであつて、しかもそのことの評価というのは、病気やその他のもとの比較して評価すべき筋合いのものではないというふうに私どもはいま考えておるところです。でありますから、たとえば八〇%という給与をつける考え方も、いろいろ考え方がありましようけれども、最低でもいまの私傷病の八〇%の休職給よりも下回つてはならないという考え方がある。ここに入つておるわけです。と同時に、休職といふことになりますと、私傷病と同じだという考え方が始まつりますから、そうすると、少なくともいまの文化国家などと言つて世界に宣言しておる日本の法律で、出産と私傷病と同じに取り扱うということではあまりにも少し考え方方がおくれているんじゃないかという気持ちをわれわれは持つておるわけでありまして、したがつて公的にはこれは休暇に属するものである、そして給与の面につきましては、これは最低でも、私傷病の休職給よりも下回つてはならないという考え方で休暇にし、それから給与は八〇%、こういう考え方を貫いておるわけです。

も、やはりその根拠をほつきりした中でこれは審議していかなければいけないへんこれは間違われやすい、しかも無給でいいということがあるというのですが、その中に全電通が無給だ、ところが、全電通が無給でたいへん困ったことが言われたわけです。それからよく言われることは、ILO問題とあります。その中に「育児休職制度の実施と保育所の施設とは併行すべきである」と、こうござります。そこで、「育児休職制度の実施と保育所の施設とは併行すべきである」と、こうござります。その中に「育児休職制度の実施と保育所の施設とは併行すべきである」と、こうござります。その中に「育児休職制度の実施と保育所の施設とは併行すべきである」と、こうござります。それが無給だ、ということがあるので、これは日本の条件とたいへん違うわけなんです。それを出すまでには、いわゆる先任権がすでに確立されている国なんです。やめてもすぐ職場へ復帰できるわけです。それから休んでいる間の別の法律ができるのです。給与でなくして別の法律がある。その休んだ間の生活を保障する法律があるわけなんです。社会保障の一環としての法律があるわけなんです。それは国によって違いますけれども、そういうものがあつて、それを抜きにして、ただこれだけ見えて、ILOが無給になつて、いるのに何でILOよりもあれだと。しかも、この間の文教委員会で小林委員と国連のユネスコの方と外務省の方がたいてへん激しいやりとりをした。從来の形の勧告の中で斎藤さんもずいぶん本気になつて討論していらっしゃいますけれども、あの中で勧告の食い違い云々ということを言つたのですけれども、これはやっぱりそのことと関連いたしますけれども、これは実際的に方々の国の中でこれを批准する段階の中の背後をやはりきちつと考えていきませんと、これだけ見て、無給だから日本で八〇%というののはと、全然絶空ごとみたいたいなことを言つてくれる。それじゃ——なんということを言われたのでは困るので、現実に婦人労働に非常に理解があつて、この人こそはナンバー・ワンと尊敬している人が、それは時期

専單じやないかと言う人もいるし、今度は逆に、そんなもの出したら婦人の首切りにつながるからやめたほうがいいよ、とおたのめごかしみたいにいふかも婦人の味方のようなことを言うのです。ところが実際にそれを探っていくと、よくL.I.O.の精神を見ていくと、やはり社会的責任の中で、このことを解決をしていくという、個人の責任でなくして、社会的責任の中でこの条件を獲得していくかという、このことが国際常識になってきてゐるわけです。そうすると、その一つとしてどちらえた場合に、日本の中でいまやめさせられたならば、それは教師の場合に再び就職をする場合に何があるかというと、すごい隘路でしょう。教育委員会別になつておりますから。たとえば東京でやめて今度は千葉県へ行つて再就職する場合、また選考試験を受けなければならぬ。千葉県で二年つとめて東京に出て行く場合、また選考試験を受ける。そうすると、年が超過しているからダメですということになると、先任権なんて何もないからといへんんです。どんなに実際の経験があつてすぐれておつても、選考試験を受けると、今度は新しい暗記力の強いものにはかないませんから、実際に就職できない。しかし向こうは先任権があつてできるから、その最低生活には日本のように企業別組合でなくして、産業別の最低賃金制があつて、しかも、その根柢になつておる未熟練工について、家族何人、それについて最低賃金がどのくらいという時間給があつて、週給については幾ら、時間給幾ら、その国々によつて時間給の場合もあります。労働時間がどのくらい、こうした中で全部守られている。病気になつた場合はだれが保障をする、お産をやる場合にはお産の費用をだれが出して、食べる物その他の最低生活はだれが保障する、そういう保障があるわけですから、そくすく笑うのがいる。私はたいへん不謹慎だと思

で、二度言う勇気もなくなつて引き下がつたのですけれども、今度は席を改めてもう一べん審議の場でよく話し合つて、通るまでは何日でも何時間でもやつてもらいたいと思う。そういう意味で時間が制約されておりますので、これくらいにして次に譲ります。

○補正俊君 この女子の教育職員が育児のために休暇をとるというこの法案は、非常に私本質的に重要な問題であると思いますし、また学校の先生が子供を愛情を持って育てるという場合に、子供を育てた経験のある教員ということになりますと、また子供を育てたことのない教員と違つた意味の深い愛情を子供に持つという意味におきましても、こういったものを保護してあげるということは非常に重要だと考えます。文部大臣は、先ほどこの休暇の問題に関しては、前向きで研究を進めておるというお話をございましたが、現にここに鈴木議員から法案が提案されておりますが、この法案につきまして、文部省としては現に研究を進めておるならば、どういったところが問題点であるか、もしこのままの法案が通過した場合には、文部省としてはどういったところが問題点になるか、その点をちょっとお聞かせ願いたい。

○政府委員(斎藤正君) 私どもはまだ国内の女子従業者のこういう問題に対するいろいろなもの、あるいは諸外国の例というようなことも部分的にしか承知しております。それからもう一つは、このことが府県の人事行政というものにどういう影響を実態として及ぼすかというようなことを具体的にやつてもらうというようなことの結果を待ちたいと思うのでござります。

それからいま千葉先生からの御質疑と私の答弁の中にありましたようにこういう制度をしくための基底となります一種の優先権問題というものが主であるならば、いかなる制度が主になつてしまふべきか、それが主として何といいますか、給与上の保障というところに重点があるのか、それとも優先権の確保というようなことに主があつて、一定の時期お子さんをお育てになつてもまた優先権を持ち得るということに主を置くならば、その点に着目をしなければならない。いろいろなことがありまして、まだ研究も續についた段階でございまして、仕事と研究と合わせまして、なお今後十分に考えていかなければならぬ。しかしそれどもは單に検討ということでなくて、もつとこういう育児に関する勤務関係というものについてどういうふうに進めていくかというような観点で検討を命じておるようわけでございます。

○楠正俊君 鈴木委員に質問いたしますが、この法案についてですが、第四条の「育児休暇の期間は、任命権者が定める日に始まり、育児休暇に入る子が一歳に達する日に終わる。」と書いてござりますが、つまり一年間休暇を与えるというその根拠、理由、そういうことをお聞かせ願いたい。

○鈴木力君 一年間としたのは、これは二つのことを説明申し上げますが、「一つは、まず育児休暇にかかる子が一歳に達するというこの場合に、やはりわれわれはあくまでも期間を決定する主体は育児される子供が主体であるという考え方をとりまして、いろいろな考え方がありまして、もし休暇をとる職員が主体である場合には、同じ一年でも産後休養が済んだあと一年という考え方も成り立つわけでありますけれども、しかし、いま労働基準法でもありますように、育児の時間とかそういうことは大育児が満一年、こういうことで引きめられておると思いますので、そこに根拠を置いておけであります。

もう一つの面は、一年では短いんじゃないかと、いう議論があろうかと思います。これは一年あるのは二年、三年という考え方もあるわけであります。

して、もし必要ならば三年も与えてもいいじゃないか」という御意見があろうかと思うのですけれども、この立法の趣旨は、そこにもございますように、「学校教育に経験のある女子教育職員の確保を団ることを目的とする。」つまりこれは有能な女子教育職員が教育職員として将来大きな実績をあげられるよう確保する、これが目的でありますから、そういたしますと、今日のように教育の考え方なり、非常に複雑でもあれば、そうしてやや研究、研修も非常に強いられておる、少なくとも今日の教師が教師としてその任務を達成するためには、日常主体的な研修を怠ってはならないと声さえ非常に強くなつておる時期でありますから、そういういたしますと、育児という条件のために職場を離れて、家庭におりながら教師としての研修が続けていかれ、その間に教師としての有能な諸条件を持つている期間というのは最大との程度であるだろうか、これはしかし教育的に、学問的に、統計的に一年が最大だという、まだその研究した結果もないようでありますけれども、私どもいろいろ検討いたします際に、あるいは現場の職員等からもいろいろと意見も聞きまして、やはり一年間というのが大体その辺の一つの区切りではないか、これが三年も育児のために職場を離れておるということになりますと、そのことがこの主体的な教育研究と生活との間が遠くなるとすれば、この法律の趣旨と少し変わつてくるのではないか、こういう意味で一年を一応規定したわけであります。

と、これもまあ大体の婦人教師等のアンケート等によつて調査をした結果でありますけれども、致命的に救えないのは、やっぱりこの満一年の保育期間といいますか、乳児期間といいますか、そういう時期がどうしても手に負えない、ある程度ここを過ぎますと、それからは、またたとえばお守がない、というような場合にもどこの代理のところに便宜的にお守を頼める、あるいは学校に簡易の育児施設をつくつて、そこで何とか授業しながら、遠くから見ても育児ができるとか、そういうところまで子供が成長をする。であるから、ぎりぎりのところどうしてもこの満一年というのは見てやらなければいけない。こういう意味であつて、一年たつたら、それでもだめな場合には退職するのだ、ということが趣旨ではございません。

○補正 鈴木君 この法律の本来の目的が鈴木委員の言われるようすに女子教育職員が育児のために退職することを防止する、ベテランの教員が退職しないようにそれを防ぐ、ということが目的であるとするならば、この一年とかいうようにはつきり限度しないで、一年とか二年とかといった本人の実情に合つた選択制をとつたほうが私はいいと考えるので、その点どうでござりますか。

○鈴木力君 そういう考え方もあるうかと思います。でありますか、しかし無制限に何年でもといふことになりますと、これは逆にいつたら、さつきの無給制度にもまた通じるおそれが一つは出てくると思います。もう一つは、この婦人教師の雇用問題に、育児のために無制限に休暇をとり得るということになりますと、これは雇用問題との関係も出てくるのじゃないか。しかし、いまの補委員の御意見のように必ずしも一年でなければならぬと固執する根拠はありませんし、これはある程度はその幅を持たせることとこれは検討の余地があらうかと思ひます。

○補正 鈴木君 ちょっと変な質問なんですが、この第五条の一項一号に書いてございます「女子教育職員が出産したとき」というのは、つまり一年たないうちにまた次の子供が生まれ

○鈴木力君 これはそういういまの御質問の趣旨のことを意味しております。つまり出産をいたしまして休暇をとつておつて、満一年にならないうちにまた出産をした場合には産前休暇に入りまして、前のこの育児休暇はここで終わる、こういう意味であります。

○楠正俊君 そうすると、またそれから一年間延長できるということですか、新しく。

○鈴木力君 これは新しく休暇が始まるという意味でございますけれども、これはしかし最近では特例中の特例であろうと思ひますけれども、こういう面の規定もなければならぬ、こういうつもりで規定したわけでござります。

○楠正俊君 休暇期間中有給制度であるということは、むしろ婦人の職場を狭めて、雇用促進の障害になるというような考え方もあるのでございますが、先ほども話が出ておりましたが、ILOの中に、「子じめをもつた女子職員は、子どもの生れたのち一年までは無給育児休暇のような措置により在職できき」と書いてございますが、百二十項目ですが、そういったような無給にして、むしろ先ほど私が申しましたように、休暇期間のほうを一年以上にしたほうがいいと考えられますが、その点いかがですか。

○鈴木力君 無給にするというのは、これはすでにさつき千葉委員の御質問にお答えいたしましたように、全労通も経験済みでございまして、つまり教育職に携わつておる職員が今日では主たる収入——主たる収入といいますか、ほとんど全部の収入が俸給によって生計をささえおるわけでありますから、したがつて、かりに一年以上の長期にわたつて無給になるということになりますと、別な生活条件が出てくるわけであります。そういう意味でせつから休暇の制度をとつてもこの制度を利用できない状態に今日の職員がいる、このことを見のがしてはならないと思うのであります。つまり、だから生活上の脅威がなければこれは無給にして三年もゆっくり育児に専念した

らよがろうということになるわけでありますけれども、今日の状態はそういう状況ではない。これがさつき申し上げましたように、すでに経験があることでありますから、したがつて私は提案にあたりましては、有給といふことについては相当地ような根拠で一年という期間をつくりましたけれども、しかしこれはなお検討の余地があるのでないか、こう思いますが、しかし、無制限に長くなりますと、教育職員としての持続という点から考えてみれば若干の問題があるのでないか、やはり私は対象となる育児が教育職に従事するのに支障がない、あるいは多少の支障があつたとしても従事ができるという段階にきたら、休暇期間は終わるべきではないか、こういう考え方をいたしております。

成の実態、あるいはいまの教育の職場の実態等から見て、もしさういうような、休暇があるから雇用制度が狭められるというような社会情勢であるならば、それこそういう休暇制度をつくることによって、文部省を中心とした経力をあげた啓蒙が必要であろう。したがって、そういうように教育の評価のしかたの間違つておるものに対する蒙啓の役割は、この法案が通過することによって非常に大きな価値があるであろう、こう考えておるわけであります。

○補正候補者 文部省にお尋ねしますが、いまのように有給休暇ということになると、雇用促進の障害になつて、むしろ婦人の職場を狭めやしないかということに対して、文部省も前向きの姿勢でこの問題に取り組んでおられるときでござりますが、鈴木委員の言われるように、文部省を中心として、そういうことのないよう啓蒙をしなくちやいけないといいまの鈴木委員の御意見に対しで、文部省ではどういうような見通しを持つておられるか。

○政府委員(鷲藤正君) 私どもは、先ほどもお答えいたしましたように、女子教員が現在におきましても、特に初等教育の場合には半数に達しているような実態、そしてこれはなお、先ほど来お話をありましたように、教員養成における大学においての実情といふものから考えましても、初等教育の分野におきまして女子教員の比率が実態として増していくだろうという見通しを持つておりますので、私どもは各般の問題につきまして、女子教員の地位、これはまた先生方のほうの御努力にもお待ちとこるもの多うございますけれども、制度上、条件上いろいろな女性の特色を十分に教育の面で發揮できるような環境を盛り上げていく、そのためには逐次教育委員会の考え方につきましても、始まりました、これは単に管理的な地位といふことだけでございますが、そのことと自体も私ども

が言い出したときには、やはりこの女子教員の重要性ということを認識するその契機になつてゐるようでございますので、今後も各般の問題につきまして、その点については留意してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○楠正俊君 休暇を取つております女子職員の代替職員を九条に書いてございますが、正規採用職員でまかなうというようなことが原則的な制度になつておりますが、これはやはり一応恒常的な必要人数をつかんだ上で、一応臨時に臨時職員でまかぬうというような形をとつたほうがいいように考えるんですが、その点どうですか。

○鈴木力君 便宜的に言えば、いまの御意見のように、まず臨時の職員を採用するということを原則にいたしまして、そうしてある数字をつかんだ上で正教員を採用するという方向に変わつていべきだ、こういう御意見が成り立つだらうと思ひます。しかし私どもがこの法案を立案するにあたりまして検討いたしました場合には、一年間という期間がかわりの教員によつて教育が當まれるわけでありますから、そういたしますと、具体的には、臨時教員の採用の見通しも残しておきながらも、やはり教育は正規の教員によつて常時行なわれるという原則をこれで踏みはずしてはいけないといふことが、この法案の趣旨であります。これがもしもたとえば、短期間の一ヶ月間の病気に対する代用、こういうような場合と一年の休暇に対する代用という場合とでは、この臨時であるか正規であるかということを議論いたします場合に、やはり正規の職員ということがどうしても原則でなければいけない、こういう気がいたしましたが、ただし、その法案にも出しておりますように、正規の職員を原則といたしまして、しかしその正規の職員を配置することに著しく困難な場合には臨時の職員を配置することもできる、こういうことで、具体的な技術的な人事面の調整はとり得ると考えておるわけでございます。

を切つたということは、婦人教師よりも育てられてゐる子供に重点が置かれたということだと思います。が、それについて非常に重要なことでござりますので、育てられる子供が一年という限定期定をしたということに何か根拠がござりますか、伺いたいと思います。

○鈴木力君 これは育児という言い方に、労働基準法でも育児の時間を設けなければならないといふ場合に、生児一カ年という期間がございまして、大体その期間というのが、生児一カ年というのを根拠としているようでござりますから、そういう意味で生児を対象として一カ年こうきめただけであります。その他の根拠はございません。

○林塩君 私はこれが非常に意味があると思うのです。といいますのは、何と申しますか、子供は教育をいたします。教育をいたしますというにはもう三歳になつたらダメだと言われております。それで母親は教育者である、こうもいつておられます。で、そういう意味におきまして、学校の先生、女子教育職員は同時に社会の教育者でなくしてはならない、自分の子供の教育者でなくてはならないと思うのです。そういう意味におきまして、保育所に入れればそれでいいじゃないかという考え方には私は不賛成。といいますのは、だれが一番よき教育者であるかといいますと、母親であります。その母親が、ただ栄養を与えればそれでからだが育つ、それならばそれは育てるということではなくて、同時に母親がおっぱいを与える、母乳を与えることによりまして、子供の精神的な芽、それからまた感情の芽というものが育つわけであります。これは精神身体医学の上からも非常に大事な問題であります。母親よ家庭に帰れといふようなことをよく言われております。私は両方の意味におきまして、家庭に帰るということはいいことだと思うのですけれども、帰れない事情が一ぱいあるという社会情勢の中にあってこのことは考えられないかなくちゃいけないと思うのです。そくへはいけないと思うのです。自分の子供のよき教育者でなくてはいけないと思うのです。

教育者でなくしてどうして社会のよき教育者になれるであろうかということを思いますときには、そういう職員が足りないために、そして社会の責任においてこれが果たしてもらつております役割りを、ほんとうに女子教育職員として果たしてもらいますためには、この人たちの子供はどうしても社会において、社会の責任において育てていかなくちやならないという意味におきまして、託児所に行けばいいという問題ではなくて、もう一年間いろいろのはどうしても母親が母乳を与える。そういうものははこうしてまた母乳を与える中から感情の芽を育てて、将さわしい人をつくるという意味におきまして、教育者であるがために、女子教育職員であるがために、よけいに私はこの休暇が絶対必要であろうと思ひますから言われませんけれども、この育児の一年間の発想の中心になりましたものは一体どこにあるのかということをございます。教育を論ずることでございますから、そういう意味で、社会の子供の教育はいいけれども、自分の子供の教育についてははかつてたるべしという考え方があることにありますから、そこまでございまして。どうぞお聞きください。

まるのだというようなことをいつておりますけれども、私は生まれたときから教育があると思いません。その教育はしっかりと母親がするべきものであります。何を教えるとか、どうしたらしい、こうしてらしいということではなくて、心理的なあるいは感情的な、人柄として非常に円満な人柄をつくります。ためには、子供をしっかりと母親が抱いて、四六時中ついている母親の愛情といふものが、本人が閲知しない間に、しっかりととしたつながりを通じて結ばれていくものでなければつくらるものではないということは、心理学者が言つております。そういう意味におきまして、心身を育てる母親の役割りをまず果たして、その上で社会のまた責任も果たしてもららう、そういうことをするためにはどうしても——もちろんこういうことは他の分野においてもあると思います。婦人の職業は女子教育職員だけではありませんけれども、女子教育職員なるがために私はぜひこの育児休暇の問題については、経済的な問題とかいろいろございましょう。雇用関係の問題もありましても、これはぜひとも通過できるよう御努力願いたいと思いますが、提案者の御意見がそういうところにあつたかどうか。それからまた一年と切られました御理由の中に、そういうものが含まれておつたかどうか。私はたいへん興味がござりますので、他の国例、それから青年になりましてから精神病者が非常にできてきて教育がしにくく状態というものが、はるか生まれたときから起こつておるというような統計もございますので、そういうことなどを考えながら提案者の御意見を伺つてみたいと思つたので、質問に立ちました。

うことを考えたわけでござります。したがいまして、いま林委員のお説のとおり、教師として一年ということと同時に、最低自分の支障のない期間はその母親がその子供の場所にいる、そういう考え方を持つておるわけでありまして、でありますから、先ほど千葉委員の御質問にも、保育所との関係というときに、保育所の設置も必要であるけれども、本質的には別の意味がある、こう申し上げた意図は、いま林委員からの御説の意味を含んでおつたつもりでござります。

○小林武君 先ほど來の質疑で大体よくわかりましたが、私は文部省のほうに一、二の点だけ御質問したいわけです。

私の考え方を一つ述べますというと、これは女性

な考え方、何かそのことばの中には、女性は能力が低いという考え方、たとえば甲府で行なわれましたた女子だけの学校を経営しようという教育長さんの考え方、P.T.A.といつてもこれは父兄の方でしようけれども、父兄の方の何か総スカンを食つて、ついにそれがうまくいかなかつたということは、これは、これは一面女性に対するたいへん誤った考え方をよくあらわしておると私は思うのです。そういうことからいえば、文部省の態度というのは、私はたいへんいいと思うのです。そこで私は文部省にはつきり聞きたいのだが、ことしのこの予算案の中に、日本のこの労働力といふものを十カ年ぐらいたずつと見れば、女子労働力というものが、女子は男子と同じに能力を持つてるものとしてこれは働くという、そういう見地にありながらも、一面またこの労働力の不足の問題からいえば、あなた方がおっしゃるように、これは提案者の鈴木委員からも言つたように、特にこの初等教育に進出してくる女性というものは、これは皆さん大いにかねや太鼓でやらなければいかんと思うのです。きのう労働省から出た、女子に適する職種百種とか何とかいう表を新聞で見ましたけれども、あの中にはなかなか一般化されたものでないものもありますけれども、しかし、あの中に私は女性が活躍する場所というものを一応ああいうふうに出したということについては注目しておるわけであります。でありますから、どうしてもこれは女性も大いに教育界で働いてもらわなければならぬでしょう。今までのように早くやめるとか、共稼ぎをやめさせなければならぬとか、そういうふうにいまやられているのですよ。そういう誤まつた考え方をばんとなくしてしまつことが一つ必要だと思う。同時にどうしても考え方なければならないことは、女性は男と違う面がある。出産があり育児があるということ、これを抜きにして考えるとても子供も産めないというようなこと、これはやはりあるのですよ。そういうことを何となく女性

教師が感じて、そして子供を産むことをたいへん遠慮しているというような事例も事実あるわけです。そういう考え方立つちやいかぬのです。これは千葉委員がるる述べたところだと私は思う。でありますから、文部省としてはここで女子教職員に対して、出産の問題についてははつきり法案に賛成しなければならぬような立場のところにきていると私は思うのですが、この斎藤さんの先ほどのお話をだといふと、だいぶいいところまできてるが、あと一步のところで何か心迷いがあるような気がするのですが、どうですか。いま事態が労働省の関係からいつてもそこまできていると思うのですが、どうでしよう。あなたのほうでも早く急にこの問題については手を打たなければならぬと私は考えるのですが、どうですか。

○政府委員(斎藤正吾) 非常に重要な基本的な問題をお出しになっておられるわけでございまして、私どもは別に補助労働者ということではなくて、特に専門職のような分野で能力のある女子は十分に活用さるべきだ。社会のためにも個人のためにもそれがいいという考え方を持っております。その場合に、いろいろな経験から、教育界というものは長い間の伝統的にも十分な地位を占めておられる。そういう実態。それから不可避的に生産労働といふものには、これはこのほうに男子が流れていくということはこれはやはり一面にあるわけでございます。そういうことを考えまして、能力のある者は男女ということの差でなく、管理職というような地位についてもらいたい。それについては、私は率直に申しまして、女子の先生方にやはり男と同じに、という意味は、教育に関する限りは同じように内部からも心がけていただきたい。それからわれわれは今度は学校の管理の上で、別に本質的なところでないところで、男女の差によって男が有利になるというようなことはだんだん直すように考えてみましょう。この両者がなければ、幾らわれわれが同情的にもの言つたつて、社会でなかなか受け入れられるわけがな。両方が相まって地位の向上がはかられるのだ

ということを私たちには率直に申しております。——この例をあげますれば、私たちの中にも女子職員がおります。そうして重要な地位を占めている者もございますけれども、私は別に差別はいたしません。差別をしないで、そのかわり、たえられるかどうかということは、私は相当の女子職員で高级の地位を占める者に対しては申しております。そのことは一面やはり先生方にも心得ていただかなければ、甲府の例のように、突如としていろいろなものをやりますと、これは無用な反撃が起ころうが、そこが一番大事なことだと思う。

もう一ことは、先ほどの御質問のように、今度は一般的に申しまして育児という問題、先ほどありましたように、一種のどんない教育施設でも、不完全な家庭のほうがまさるのだというのにこれが今日教育界の一つの理論であります。施設主義というものから転換いたしまして、家庭といふものに教育の機能を負わせるということがきわめて重要な認識だということで、社会福祉の関係も非常に転換をこの二十年くらい各国ともはかつているというような実情、そういうものを考えますと、この女性の置かれております職場での問題と家庭の問題をどういうふうに調節が可能であるかということだが、私どもは一つの課題であるということは十分に認識しております。その場合に先生おっしゃるるように、そのところを最後にいくつとほけると申しますのは、これが現実に府県の人事行政でどういうふうに受けとられていくか、それからいまの両者の目的をどこで調節すればいいのか、あるいはそれを財政上どういうふうに考えるべきか、いろいろなことがあって、その点は私も直ちにこの法案について意見を言うという段階には至りませんで、なおいま少し検討させていただきたいということを申し上げておりますので、基本的な問題については私ども十分な認識を持つておるわけでございます。そういう角度で検討をお進めてまいり、いまの段階ではそういうふうにお答えしておきたいと思います。

は、やはり女は男に劣るというような考え方がある。でも底流にあるのです。そう受け取れるというのではなくて、たとえば女性のいろいろな職場における人たちが、あなたの耐えられるか耐えられないかという問題を考えた場合に、女性の能力の問題とかなんとかという問題ではなくて、それは家庭といふものを持つた場合に、日本の女性は必要以上に負担を感じます。それに今度は女性特有の出産、育児というような問題があるわけですから、女性の労働力といふようなもの、女性の各職場におけるところの活動といふようなものを健全な社会の場合に、それはやらなければならぬということは明らかですから、そういうことを望むならば、どうしてもその対策というものは必要でしょう。女性労働者といふものが存在する限り、出産があり育児があり、それからまた家庭が民主化されず、そして家庭の中における必要以上の負担をかけるというようになると、これはもうその負担にたえ切れなくなつて、どうしても脱落していくようになるわけですから、そういう状況の中では、あなたがおっしゃるようにならぬほうの立場の発言ですけれども、重要な役目でそういうものを与えようとする場合には、これはもう心得だけではおさまらない。心得を説く前にもう心地だけではだめなんです。その先にもつとやることは、むしろいろいろな内容がなければならないということ、それを言つているのです。

それからもう一つ、これは先ほど林さんの御意見もございましたし、いろいろな御意見もございましたから、これは検討に値する問題であると思いましますが、私はそれについて特別結論というようなものは持つておりませんけれども、かなりやはりほかの国では非常に徹底したやり方があるので

その教員にしろ女子労働者にしろ中にはまるつまうたとえは中國に行つた場合においては、必ず月曜日に子供を受け取りに来て、日のように論争をやつて、ついに結末がつかない。そういう保育所というか、幼稚園を兼ねたようなものがあるわけです。このことについて一体いか悪いかという大論争を私はやつたわけです。毎日のように論争をやつて、ついに結末がつかないものが勝つたと思うけれども、勝つたじゃないかもしないですけれども、どうしても納得いかない。そんなことはだめだという議論もあるけれども、それが教育的に決してだめなことはない。でも、私は勝つたと思うけれども、勝つたじゃないかえつて効果があるという主張もあるわけです。私はそれについては論争したのでありますから、ここでいいとか悪いとか判断はくだせませんけれども、くだして相手を悪いというようなことを言ふわけにはいきませんけれども、私は少なくともそれはちょっと疑問である。しかしながら、必ずしも朝から晩まで三百六十五日子供のそばにいる年とかいう年限の問題は、いろいろ検討する必要があると思ひますけれども、母親の手でやるある年限というものがあつて、そしてさらに寛度は児を補助してやる保育所であるとか、たとえばいまのような性格を持つた幼稚園とかいうものをこれから女子労働者に保障しなかつたら、教育ばかりじやない、どこの場合でもたいへんなことになる。それなしにやるということになると、もう女性をまるで殺してしまうというようなことにはなると思うのです。でありますから、そういう点について、これは答弁は要りません。少なくとも文部省では検討をしていただきたいということを申し上げると同時に、それからここにこの議案を審議していらっしゃる各委員の方々にお願いしたい。早急にこの問題については結論を出すべき時期がきているということを御理解いただきたいと思うわけです。

するわけであります。私はこの法案について非常に重要なだと思ってるのは、提案理由の第三の項であります。これには責任ある乳児の保育施設が少ないので、あるいは私設の乳児施設が流行しておなじで、高い託児料をあわせて乳児を不注意から死なしていく、こういう現象があるわけであります。先ほど初中局長は、省内にも女子職員がおつて、私は留意しているというふうに言われておつたであります。が、学校の職場というの是非常に多数の女子職員がおるということで、あなたの経験とはちよつと問題にならぬ職場環境にあるわけです。そこで話が飛ぶようありますけれども、ここに書いてあるような実情、これをどういうふうに文部省は把握されているのか。これは所管外だというふうに言われるかもしれませんけれども、自然多数の婦人教師をかかえているという面からこれは大きな社会問題である、このように考へざるを得ぬのであります。現状をどういうふうに受けとめておられるのか、この打開策をどのようにお考えになつておるのか、まず局長に伺いたいと思うのであります。

○政府委員(斎藤正君) 申されるように、女子の有職者といふものがふえてまいりました。それからこの傾向は今後どんどん拡充してきますから、おっしゃるように社会問題であるという認識は私は持っております。ただ、私どもが託児所について具体的な施策を検討する段階にまだ至っていないということを先ほど千葉委員の御質問にお答えしたわけですが、これは教職員を問わず、女子の有職者といふものに対する社会的な問題として、大きく今後課題になつてくる問題だと、かように存じているわけであります。

○小野明君 こういう問題があるということをお認めいただいたのでありますけれども、私はさらいお尋ねしたいのは、時間もありませんから要約しているわけですが、一体保育所なり託児所の不足、こういった現状を踏まえてどうすればいいのか、答えは私は簡単だらうと思いますけれども

一

ども、その打開策というものをお尋ねしているの
あります。

なお鈴木委員に続けてお尋ねをしておきたいと思
うのであります。こういった実例なり、はな
はだしい例というものを御調査になつておれば、
そういう面からくる本法の必要性という問題を
続けてお答えいただきたいと思います。

○鈴木力君 先ほど申し上げましたように、教師
の職場という点から考えますと、やはり一年は
育児休暇をとる。しかし一年で完全ということ
にはならないのでありますから、これた当然その
地域における保育施設の完備といふことも必要な
点でありますけれども、教師の職場という立場か
らすれば、どうしてもさきに申し上げましたよう
に、たとえば専売でやつておりますような職場に
おける保育施設、そういう問題については直接検
討し、取りかかつていかなればならない課題で
はなかろうか、こう思つておるわけであります。

○小野明君 局長にお尋ねをしておるわけであります
けれども、そういう問題は問題として受けとめてお
られるということになれば、先ほど大臣も、調査
をいたしまして云々ということがあるんですけれ
ども、この問題はどう対処されるのか、それにつ
いて局長にお尋ねをしておるわけです。

○政府委員(斎藤正君) 女子有職者に対する託児
所等の問題につきまして、これは非常に大きな問
題でございますから、文部省自体としていまどう
いうふうな施策を考えておるかということをお答
えするには非常に大きな問題でございまして、率
直に言つて私どもはその問題についての検討に入
つておらないのでございます。しかしこういう問
題が、これはそれを地域におきましてだんだ
ん女子の有職者が増すに従いまして大きな問題になつてくる、社会的に解決をしなければならぬ問
題であるということはよくわかりますけれども、
いま文部省としてどうだというお問い合わせ
では、どうもまだ的確にお答えをするだけの余裕
は自身持ち合わせておらないのであります。

○小野明君 これは要望いたしておきますけれど

も、全国的に非常に保育所の不足、婦人労働力が
必要であるということは、そういう社会情勢があ
ることは御承知だらうと思うのですけれども、保
育所が非常に不足をして婦人が働くにも働けな
い、これは婦人教師でも他の場合でも同じなん
であります。そこで、まあ所管外であるということ
でこの責任をのがれられるのではなくて、やはり
厚生省と積極的に連絡をとりながら、私設のもの
が多くふえておると、こういつて現状から、この
問題にも積極的にひとつ取り組んで、完備した保
育所増設という方向をたどつていただきたい、こ
う思つてあります。要望でありますけれども、

やはり事が重要でありますから、ひとつ初中局長
の後見解を最後に伺つておきたいと思います。
○政府委員(斎藤正君) いまお話のことは重要な
課題でござりますから、私どもも検討してまいり
たいと存じます。

○委員長(大谷謙之助君) 他に御発言がなけれ
ば、本法案に対する本日の質疑はこの程度にいた
します。

本日は、これにて散会いたします。
午後一時三分散会

昭和四十二年七月十九日印刷

昭和四十二年七月二十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局